

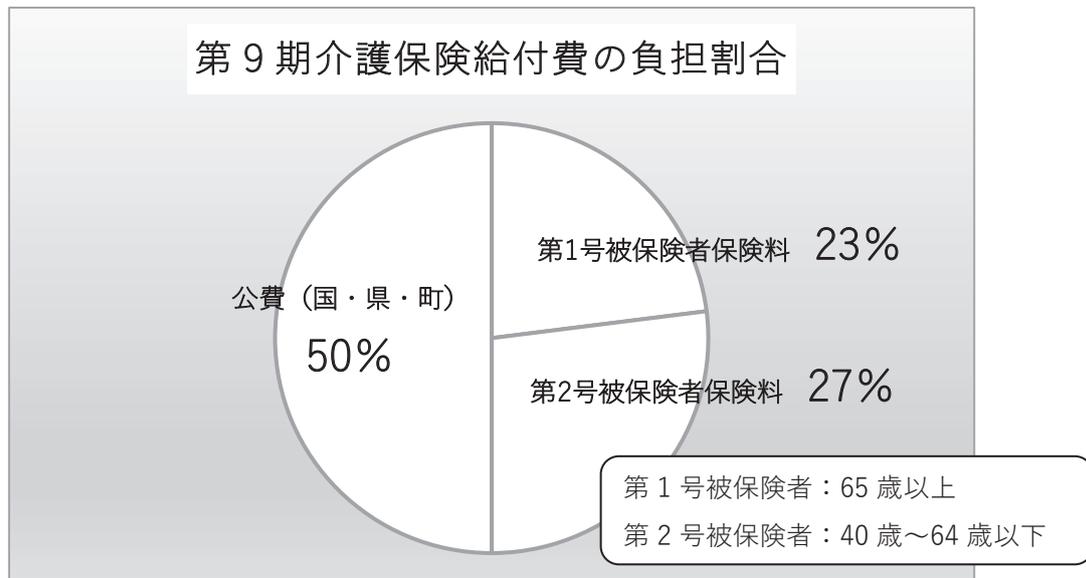
VI 第1号被保険者介護保険料

第1節 財源内訳と負担割合

介護保険制度においては、給付と負担の関係を明確にし、かつ利用者の選択による利用を可能とするために、社会保険制度が採用されていますが、被保険者の負担が過大なものとならないように財源が構成されています。

具体的には、介護サービス等を利用する場合、費用の1～3割が利用者の自己負担となり、残りの7～9割が介護保険からの給付となりますが、その財源は、保険料（第1号被保険者23%、第2号被保険者27%）、国、都道府県、市町村の負担（公費）で賄われています。

介護サービスの利用量に応じて、第1号被保険者が負担する必要な保険料が決まることとなります。



給付費種別負担割合		第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料	国	県	町
介護サービス費		23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	うち施設サービス費	(23%)	(27%)	(20%)	(17.5%)	(12.5%)
	うち市町村特別給付費	(100%)	—	—	—	—
介護予防サービス費		23%	27%	25%	12.5%	12.5%
地域 支援 事業	介護予防・日常	23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	生活支援総合事業	23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	包括的支援事業	23%	0%	38.5%	19.25%	19.25%

第2節 第1号被保険者介護保険料

1 庄内町の介護保険料の推移

本町の第9期計画期間の介護保険料は、介護保険制度スタート当初の2.54～2.75倍、平成18年の約1.53倍となっています。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
年度	(H12～14)	(H15～17)	(H18～20)	(H21～23)	(H24～26)	(H27～29)	(H30～R2)	(R3～5)	(R6～8)
基準額月額			4,290	4,250	5,450	5,900	6,300	6,300	6,600
旧立川町	2,400	3,265							
旧余目町	2,600	3,250							
※第1号被保険者負担率	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%	23%

※給付費に占める負担率

2 標準給付費、地域支援事業費及び市町村特別給付費

第9期計画期間における標準給付費、地域支援事業費及び市町村特別給付費については、次のとおり見込んでいます。

(単位:千円)

	第9期				令和12年度	令和22年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費	8,708,087	2,877,881	2,916,966	2,913,240	2,867,855	2,990,529
総給付費	8,236,693	2,721,463	2,759,428	2,755,802	2,712,807	2,831,101
特定入所者介護サービス費等給付額	291,280	96,580	97,300	97,400	97,110	100,090
高額介護サービス費等給付額	151,800	50,400	50,800	50,600	48,000	49,400
高額医療合算介護サービス等給付額	21,000	7,000	7,000	7,000	7,500	7,500
算定対象審査支払手数料	7,314	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438
地域支援事業費	356,474	113,314	120,991	122,169	109,777	98,523
介護予防・日常生活支援総合事業	142,967	44,241	49,843	48,883	47,701	42,470
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	185,127	59,893	61,691	63,543	53,200	47,177
包括的支援事業(社会保障充実事業)	28,380	9,180	9,457	9,743	8,876	8,876
市町村特別給付費	24,482	7,932	8,150	8,400	8,000	8,000

3 第9期介護保険料の設定

(1) 第1号被保険者の介護保険料に係る第8期の変更点

・第9期介護保険料の主な変更点は、以下のとおりです。（影響額は、「見える化システム」からの推計値）

①総給付費は第8期計画期間の実績（見込み）より推計。また介護報酬改定により計画時点で給付費の1.59%引き上げの影響分を見込み、第8期と比較し月額の基本額で525円の増額（在宅サービス+58円、居住系サービス+109円、施設サービス+358円）。

・介護医療院の増床、転換に係る増額 145円の増額

・認知症対応型共同生活介護の増床に係る増額 75円の増額

②第8期までに積み立てた準備基金の取り崩しを行うことにより、保険料負担の軽減を図り、月額の基本額で752円の減額。第8期と比較して171円の減額。

(2) 第1号被保険者の介護保険料額

国が行う令和6年度以降の保険料の所得段階及び乗率の見直しにおいては、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げについて示されました。本町ではそれを適用し、これまでの9段階から令和6年度以降は13段階とします。保険料基準額は、「月額6,600円」（第5段階）とします。

所得段階及び乗率は次の表のとおりです。

所得段階	町民税	対 象 者	負担割合	保険料年額
第1段階	世帯非課税	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者の方 ・公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285	22,572円
第2段階		・公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.485	38,412円
第3段階		・公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超えている方	基準額 ×0.685	54,252円
第4段階	本人世帯非課税	・公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	71,280円
第5段階		・公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超えている方	基準額 ×1.0	79,200円 (月額6,600円)
第6段階	本人課税	・合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	95,040円
第7段階		・合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	102,960円
第8段階		・合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	118,800円
第9段階		・合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	134,640円
第10段階		・合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	150,480円
第11段階		・合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	166,320円
第12段階		・合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	182,160円
第13段階		・合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	190,080円

(3) 今後見込まれる介護保険料基準額（見える化システムから推計）

令和12年度 年額：101,568円 月額：8,464円
令和22年度 年額：109,056円 月額：9,088円